

男鹿市告示第43号

男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年4月1日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱の一部を改正する告示
男鹿市空き店舗等利活用促進事業補助金要綱（平成30年男鹿市告示第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(補助金の交付申請) 第7条 (略) (1) 及び(2) (略) (3) 第5条に掲げる改修費補助金の場合 <u>ア 対象経費の内容が分かる書類</u> イ (略) (4) 及び(5) (略)	(補助金の交付申請) 第7条 (略) (1) 及び(2) (略) (3) 第5条に掲げる改修費補助金の場合 <u>ア 見積書の写し</u> イ (略) (4) 及び(5) (略) <u>2 改修費補助金について、対象施設の改修の場合は、所有権移転登記の完了又は賃貸借契約の締結日から1か月以内に交付申請をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りでない。</u>
様式第1号（第7条関係）	様式第1号（第7条関係）

改正後

カ所印並に店舗等利用促進事業補助金交付要綱第1条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

1 対象店舗	店舗名	
	住所	
2 店舗改修費補助金	改修経費総額 (税抜金額)	円
	補助金交付申請額	円
	着手及び完了予定 年 月 日	着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日
	完了予定 年 月 日	完了 予定 年 月 日
3 店舗賃借料補助金	賃借料月額 (税抜金額)	円(月額) (敷金、礼金、共済費等の賃借に付随する経費を除く。)
	補助金交付申請額	円(月額)
	賃借期間	開始 予定 年 月 終了 予定 年 月
4 添付書類	(1) 申請者の市税の完納を証する書類 (2) 対象店舗の位置図、平面図 (3) 第5条に掲げる店舗改修費補助金の場合 ア 対象経費の内訳が分かる書類 イ 改修前の写真 (4) 第6条に掲げる店舗賃借料補助金の場合 ア 賃借契約書の写し (5) その他()	

様式第1号別紙(略)

改正前

カ所印並に店舗等利用促進事業補助金交付要綱第1条の規定に基づき、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

1 対象施設	店舗名	
	住所	
2 改修費補助金	改修経費総額	円
	補助金交付申請額	円
	着手及び完了予定 年 月 日	着手 予定 年 月 日 完了 予定 年 月 日
	完了予定 年 月 日	完了 予定 年 月 日
3 賃借料補助金	賃借料月額	円(月額) (敷金、礼金、共済費等の賃借に付随する経費を除く。)
	補助金交付申請額	円(月額)
	賃借期間	開始 予定 年 月 終了 予定 年 月
4 添付書類	(1) 申請者の市税の完納を証する書類 (2) 対象店舗の位置図、平面図 (3) 第5条に掲げる改修費補助金の場合 ア 見積書の写し イ 改修前の写真 (4) 第6条に掲げる賃借料補助金の場合 ア 賃借契約書の写し (5) その他()	

様式第1号別紙(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。